

# 平成26年3月発行仙台市連合町内会長会だより第23号

## 広 告 掲 載 案 内

仙台市連合町内会長会では、1年間の活動内容をまとめた会報「仙台市連合町内会長会だより」を毎年3月に発行し、市内約40万世帯に回覧して、町内会の活動に対する理解と協力を深めていただくよう努めています。

このたび、この会報への民間企業・団体等の広告の掲載等を通じて、本会の新たな活動財源を確保し、これまで以上に活動の幅を広げたり、新たな取組みに着手したりしながら、掲載にご協力いただいた皆様の業務の発展や社会貢献のPRにつながり、地域経済の活性化に資することになればこの上ない幸せであると考えています。

どうか、広告掲載をご希望の方は、下記及び広告掲載基準等をご覧の上、ご協力・ご活用をお願いします。本会については、当ホームページでご確認をお願いします。

### 1 発行概要

- ①発行日 每年3月1日（2月中旬に印刷完了）
- ②規 格 A4版12ページ
- ③発行部数 約34,000部
- ④配布対象 仙台市内の町内会加入世帯への回覧
  - ※ 世帯数 398,454世帯（平成25年6月1日）
  - ※ 回覧後、市内の町内会長（1,318人）等が保管・活用します。

### 2 広告掲載スペース及び金額設定等

- ①色 モノクロ
- ②金額設定 

○縦25mm×横80mm	…	15,000円
○縦50mm×横53mm	…	20,000円
○縦50mm×横80mm	…	30,000円
○縦50mm×横106mm	…	40,000円
○縦50mm×横160mm	…	60,000円

③掲載場所は、各頁の下段が基本で、具体的な掲載場所はご一任いただきます。

### 3 掲載内容

所定の広告枠に収まる企業等名、所在地、電話番号、セールス文言などとします。

### 4 掲載依頼方法

- ① 掲載ご希望者に対しては、事務局より「会長名の広告掲載依頼書」「広告原稿」「第22号市連長会だより」「掲載申込書」を送付します。
- ② 内容ご確認・ご了解後、「掲載申込書（印刷原稿付）」を提出いただいた上で、所定の振込み用紙により広告料を振り込んでいただくことを基本とします。その際の振込手数料は、広告料に含めることとします。

5. 問合せ先・申込み先 = 申込み切：平成25年12月6日～延長の場合あり =  
仙台市連合町内会長会事務局

電話番号 022-214-3810 FAX番号 022-211-1916

## 6. 仙台市連合町内会長会広告掲載基準

[平成25年10月9日正副会長会決定]

### (目的)

第1条 この基準は、仙台市連合町内会長会（以下「本会」という。）の広報媒体等への民間企業等の広告の掲載等を通じて、その広報媒体としての活用を促進することにより、本会の新たな財源を確保し、もって、より一層の活動の充実発展及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げるもののうち掲載等が可能なものをいう。
  - イ 本会の広報印刷物
  - ロ 市連長会のWEB ページ
  - ハ その他広報媒体として活用できる広報媒体で別に定めるもの
- (2) 掲載等 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

### (広告掲載等の決定及び基準等)

第3条 広告媒体の掲載等の可否の決定に当たっては、次の各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 掲載等をする広告は、本会としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならないこと
- (2) 次に掲げる業種又は事業を営む者（以下「事業者等」という。）の広告については、掲載等をしてはならないこと
  - ① 法令又は条例の規定に違反し、又は違反する恐れがある事業者等
  - ② ギャンブル性を有する等青少年の健全育成に悪影響の恐れがある事業者等
  - ③ 消費者金融の事業者等
  - ④ 規制対象となっていないものであっても、社会問題を起こしている事業者等
  - ⑤ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者等
  - ⑥ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者等
  - ⑦ 仙台市の市税を滞納している事業者等
  - ⑧ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者等
  - ⑨ その他前1号の規定の趣旨に適合しない事業者等
- (3) 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。
  - ①次のいずれかに該当するもの
    - ア 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
    - イ 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
    - ウ 政治性及び宗教性のあるもの
    - エ 人権侵害、差別、名誉毀損の恐れがあるもの
    - オ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
    - カ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
    - キ 仙台市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
    - ク 公衆に不快の念または危害を与える恐れがあるもの
    - ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりする恐れのあるもの
    - コ 社会的に不適切なもの
    - ク 国内世論が大きく分かれているもの
  - ②消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）の禁止（根拠となる資料を要する。）  
根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等
- イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止  
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していること。
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ③青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの  
ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現  
ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現  
エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの  
オ ギャンブル等を肯定するもの  
カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- 2 前項に規定する判断基準の細目については、会長が別に定める。
- 3 第1項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、本会正副会長会（以下「正副会長会」という。）又は本会広報委員会（以下「広報委員会」という）の意見を求めることができる。

（広告媒体の選定及び確定）

第4条 掲載等を行う広告媒体は、広報委員会が定め、正副会長会の承認を得て確定させる。

（広告の規格等）

第5条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに広報委員会が定める。

（広告募集方法等）

第6条 広告の募集及び選定の方法並びに掲載等に係る予定価格については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、広報委員会が正副会長会に協議して定める。

（WEB ページに関する基準）

第7条 WEB ページへの広告に関しては、WEB ページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEB ページの内容についてもこの基準を適用する。

（広告審査）

第8条 広告の募集、広告の内容等に関し、必要な審査は、広報委員会が行う。

2 前項の審査において疑義が生じたときは、速やかに正副会長会の指導・助言を得なければならない。

（その他）

第9条 この基準の実施に関し必要な事項は本会会長が正副会長会に諮って定める。

附 則

（実施期日）

この基準は、平成25年10月1日から実施する。